



発行 東京都

目次

規則

○東京都自動車排出ガス試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局総務部環境政策課）…一

○東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…二

○らい、予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課）…二

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…四

○生活保護法による介護機関の指定……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…六

○都道の供用開始……………（建設局道路管理部路政課）…七

○道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…九

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…九

○都道（首都高速道路）の供用開始……………（同）…三

○土砂災害警戒区域等の指定の解除（五件）……………（建設局河川部指導調整課）…三

○土砂災害警戒区域等の指定（六件）……………（同）…九

規則（教）

○東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………（同）…五

規程（文）

○東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程……………（同）…五

公告

○窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………（総務局行政改革推進部行政改革課）…三

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………（環境局総務部環境政策課）…三

規則

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第四十号

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自動車排出ガス試験等手数料条例施行規則（平成十一年東京都規則第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を削る。

別記第四号様式、第五号様式及び第七号様式中「㊦」を削る。

別記第八号様式中「㊦」を削る。

別記第九号様式中「㊦」を削る。

別記第十号様式中「㊦」を削る。

別記第十一号様式中「㊦」を削る。

別記第十二号様式中「㊦」を削る。

別記第十三号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都自動車排出ガス試験等手数料

条例施行規則別記第一号様式から第五号様式まで及び第七号様式から第十三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十一号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第四百十一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の二中「㉔」を削る。

別記第三号様式表、第四号様式表、第四号様式の二表、第五号様式、第六号様式表及び第七号様式表（中「㉔」）を削る。

別記第八号様式の二中「㉔」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都重度心身障害者手当条例施行規則別記第一号様式の二、第三号様式から第七号様式まで及び第八号様式の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

ら、い予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四十二号

ら、い予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する規則の一部を改正する規則

ら、い予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する規則（平成八年東京都規則第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「ら、い予防法の廃止に関する法律第六条」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条」に改める。

第一条中「ら、い予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）」に、「第六条」を「第十九条」に改める。

第二条中「第六条」を「第十九条」に改める。

第三条第一項中「ら、い予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する省令（平成八年厚生省令第二十二号）」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）第二十四条」に改める。

第四条第一項中「ら、い予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する省令（平成八年政令第九十四号）」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第十九条に規定する援護に関する省令（平成二十一年政令第二十二号）」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第十九条」に改める。

別記第二号様式表中

氏 名	続柄	性別
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
1		
2		
3		
4		
5		

を

氏 名	続柄
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
1	
2	
3	
4	
5	

に、

氏名	続柄	性別
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

氏名	続柄
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	

を

に改める。

性別	基準額 円
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	
男女	

基準額 円

を

に改める。

別記第三号様式(第1片)中

別記第五号様式中「㊹」を「㊸」とし、「らい予防法の廃止に関する法律第6条」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」とし、

氏名	申請者との関係	入所者の続柄	性別	年齢
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

氏名	申請者との関係	入所者の続柄	年齢
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

を

に改める。

別記第十号様式中「あて」を「宛」と改め、「㊹」を「㊸」とし、「らい予防法の廃止に関する法律第6条」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」とし、「わけ」を「理由」とし、「受けとる」を「受け取る」とし、「変わったことがあったら」を「変更があった場合は」と改める。

別記第十一号様式中「あて」を「宛」と改め、「㊹」を「㊸」とし、「らい予防法の廃止に関する法律第6条」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」と改める。

別記第十二号様式中「あて」を「宛」と改め、「㊹」を「㊸」とし、「らい予防法の廃止に関する法律」を「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定」と改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の「らい予防法の廃止に関する法律第6条」に規定する援護に関する規則別記第二号様式、第三号様式、第五号様式及び第十号様式から第十二号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第333十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

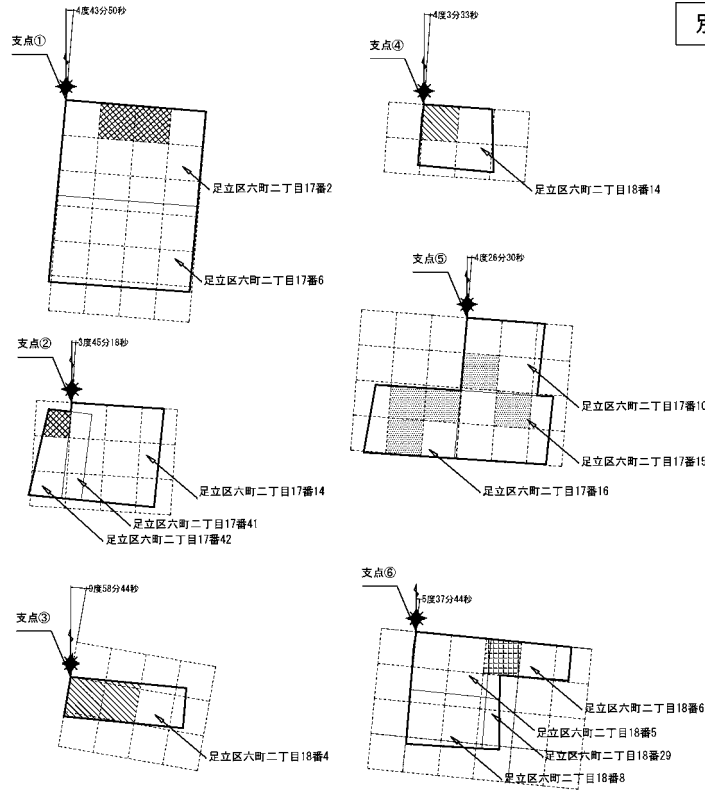
令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区六町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 クロロエチレン

別図



【凡例】

- 調査対象地
形質変更時要届出区域(令和元年東京都告示第782号により指定した区域)
形質変更時要届出区域(令和2年東京都告示第5号により指定した区域)
形質変更時要届出区域(令和2年東京都告示第685号により指定した区域)
形質変更時要届出区域(この告示により指定する区域)
単位区画線
筆境界線

【支點】

- 支點①は、足立区六町二丁目17番2の最北端とする。
支點②は、足立区六町二丁目17番14の最北端とする。
支點③は、足立区六町二丁目18番4の最北端とする。
支點④は、足立区六町二丁目18番14の最北端とする。
支點⑤は、足立区六町二丁目17番10の最北端とする。
支點⑥は、足立区六町二丁目18番5の最北端とする。

【格子の回転角度】

- 支點①は、4度43分50秒(足立区六町二丁目17番2)
支點②は、3度45分18秒(足立区六町二丁目17番14)
支點③は、9度58分44秒(足立区六町二丁目18番4)
支點④は、4度3分33秒(足立区六町二丁目18番14)
支點⑤は、4度26分30秒(足立区六町二丁目17番10)
支點⑥は、5度37分44秒(足立区六町二丁目18番5)

格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百三十五号

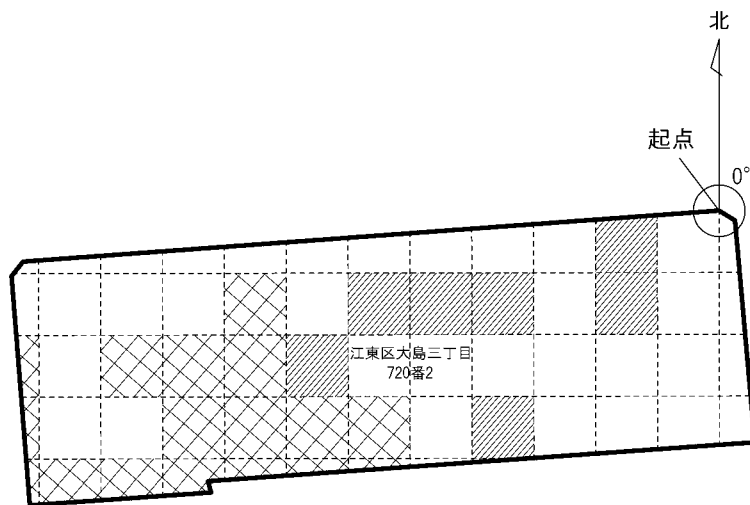
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千三百三十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江東区大島三丁目（目地内））
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更所要届出区域
(令和2年東京都告示第1330号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、江東区大島三丁目720番2の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三百三十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。))第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342356277	山口 大輔	千葉県柏市上余二254 464 レーベンハイム柏103	山口薬局	東京都江戸川区東小岩6 23 15 カーサ・ココ1階	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1342356277	山口 大輔	千葉県柏市上余二254-464 レーベンハイム柏103	山口薬局	東京都江戸川区東小岩6-23-15 カーサ・ココ1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1341455112	株式会社楽原亮商店	東京都中野区上高田5 46 10	クリハラ薬局	東京都中野区上高田5-45-8 ブランティニーニ上高田1階	居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1341455112	株式会社楽原亮商店	東京都中野区上高田5 46 10	クリハラ薬局	東京都中野区上高田5-45-8 ブランティニーニ上高田1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1343051950	有限会社イノウエ	東京都武蔵村山市ミツ藤2-27-19	西武立川駅前薬局	東京都立川市一落町2-36-50	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1343051950	有限会社イノウエ	東京都武蔵村山市ミツ藤2 27 19	西武立川駅前薬局	東京都立川市一落町2 36 50	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1312031896	医療法人社団千年会	東京都中野区大和町1-44-4	医療法人社団千年会 いかいクリニック	東京都練馬区中村南3-12-4 ひかり必添館1階	通所リハビリテーション	令和3年2月1日
1312031896	医療法人社団千年会	東京都中野区大和町1 44 4	医療法人社団千年会 いかいクリニック	東京都練馬区中村南3-12-4 ひかり必添館1階	介護予防通所リハビリテーション	令和2年12月1日
1341455062	株式会社ピーアンドビー	東京都練馬区貫井1-1-2	オレンジ薬局	東京都中野区上鷲宮1-2-7	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1341455062	株式会社ピーアンドビー	東京都練馬区貫井1-1-2	オレンジ薬局	東京都中野区上鷲宮1-2-7	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1341352988	株式会社東京調剤センター	東京都品川区西中延2-15-23 アネックス旗の台205号	ひので薬局	東京都渋谷区広尾5-25-8 第二広尾フラワーハイホームB棟103-2	居宅療養管理指導	令和2年12月1日
1341352988	株式会社東京調剤センター	東京都品川区西中延2-15-23 アネックス旗の台205号	ひので薬局	東京都渋谷区広尾5-25-8 第二広尾フラワーハイホームB棟103 2	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1390800249	株式会社コンフォート	東京都葛飾区柴又5-8-13	コンフォートフィオーレ木場公園	東京都江東区東陽5-12-12	認知症対応型共同生活介護	令和3年2月1日
1390800249	株式会社コンフォート	東京都葛飾区柴又5-8-13	コンフォートフィオーレ木場公園	東京都江東区東陽5-12-12	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3年2月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1343852118	株式会社メディス	東京都府中市美好町3-31-28	府中町薬局	東京都府中市府中町1-7-3 恩田ビル1階	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1343852118	株式会社メディス	東京都府中市美好町3-31-28	府中町薬局	東京都府中市府中町1-7-3 恩田ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1342156420	株式会社KTファルマコ	東京都足立区島根3-3-4	木ノ花薬局	東京都足立区島根3-3-4	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1342156420	株式会社KTファルマコ	東京都足立区島根3-3-4	木ノ花薬局	東京都足立区島根3-3-4	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1340454793	有限会社ケンコウ	東京都新宿区大久保1-4-15	有限会社ケンコウ ほぼえみ薬局	東京都新宿区大久保1-4-15 S1ビル1階	居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1340454793	有限会社ケンコウ	東京都新宿区大久保1-4-15	有限会社ケンコウ ほぼえみ薬局	東京都新宿区大久保1-4-15 S1ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1344351136	有限会社オフィス・エム	東京都東久留米市中央町4-4-12	横田薬局	東京都小平市大沼町1-21-6	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1344351136	有限会社オフィス・コム	東京都東久留米市中央町4-4-12	横田薬局	東京都小平市大沼町1-21-6	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日

●東京都告示第三百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 丸の内室町

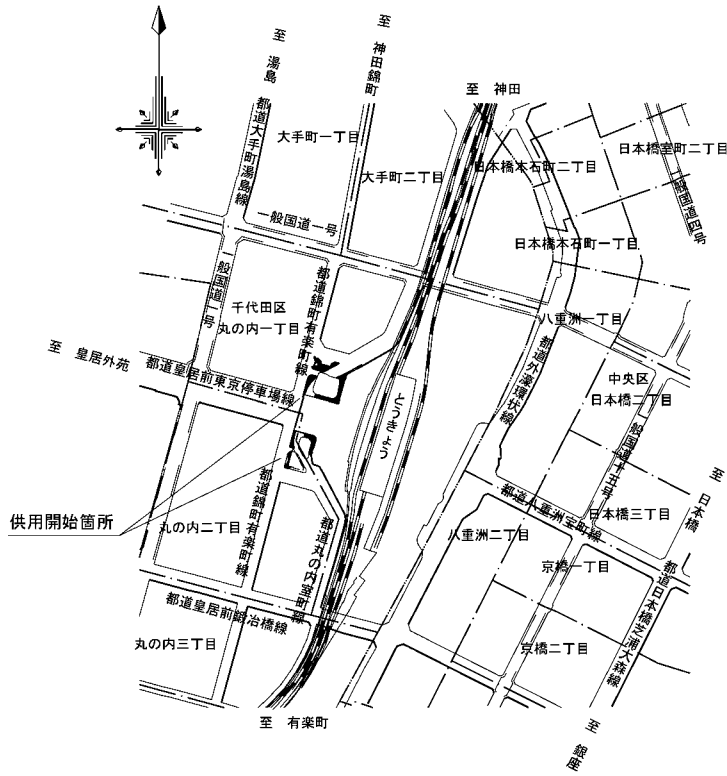
二 供用開始の区間 千代田区丸の内一丁目一番五十地先

三 供用開始の概要 別図表示のとおり

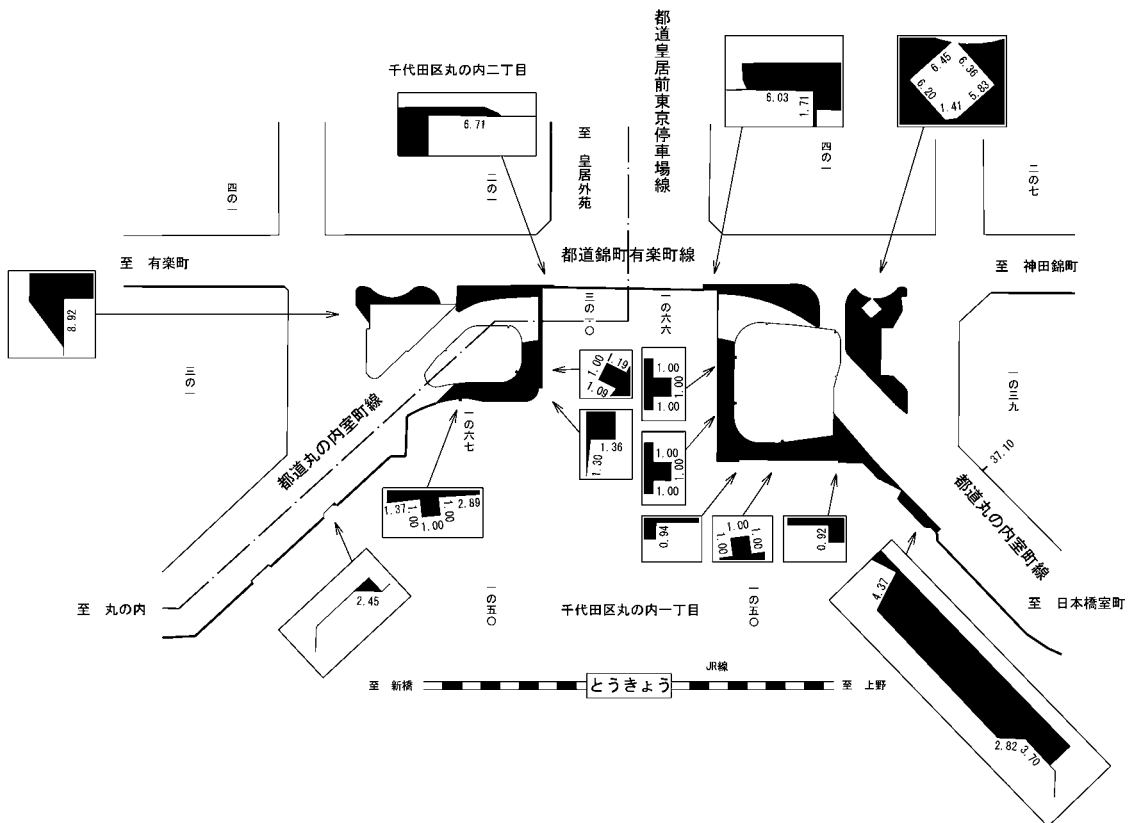
四 供用開始の期日 令和三年三月二十二日

別図

都道丸の内室町線供用開始略図
千代田区丸の内一丁目地内



一般国道
 都道
 特別区道
 供用開始区域
 延長 二二三・二七メートル
 面積 三、五六一・三六平方メートル



●東京都告示第三百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

丸の内室町

二 占用を制限する区間

千代田区丸の内一丁目一番五十地先

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

令和三年三月二十三日

●東京都告示第三百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

山田宮の前

二 変更の区間

八王子市下恩方町千六百九十三番五地先から同市川町三百三十六番一地先まで

三 変更の概要

別図表示のとおり

別図

都道山田宮の前線区域変更略図

八王子市下恩方町〜川町

一般国道

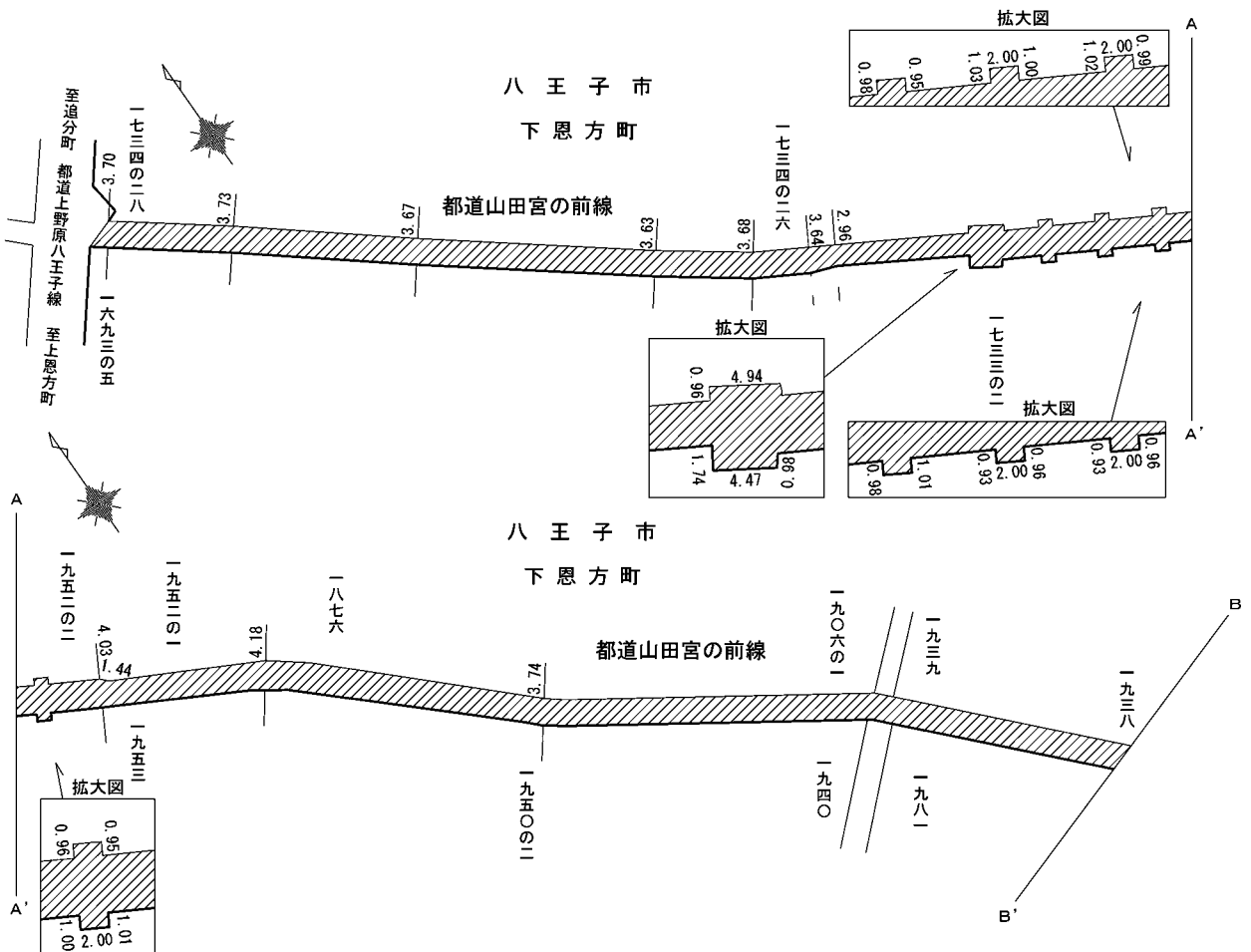
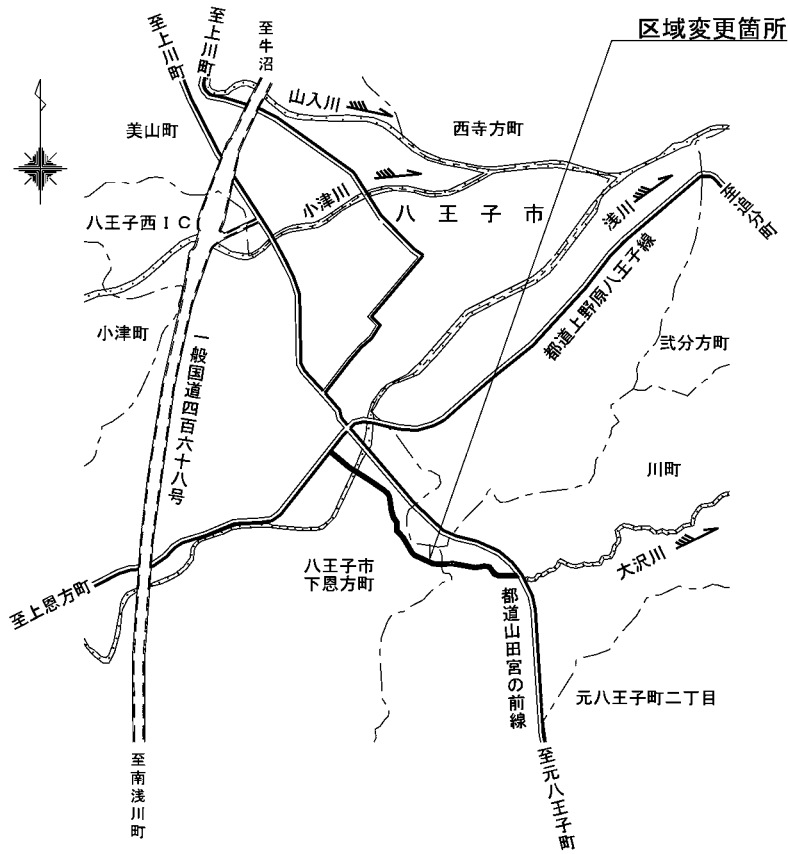
 都道

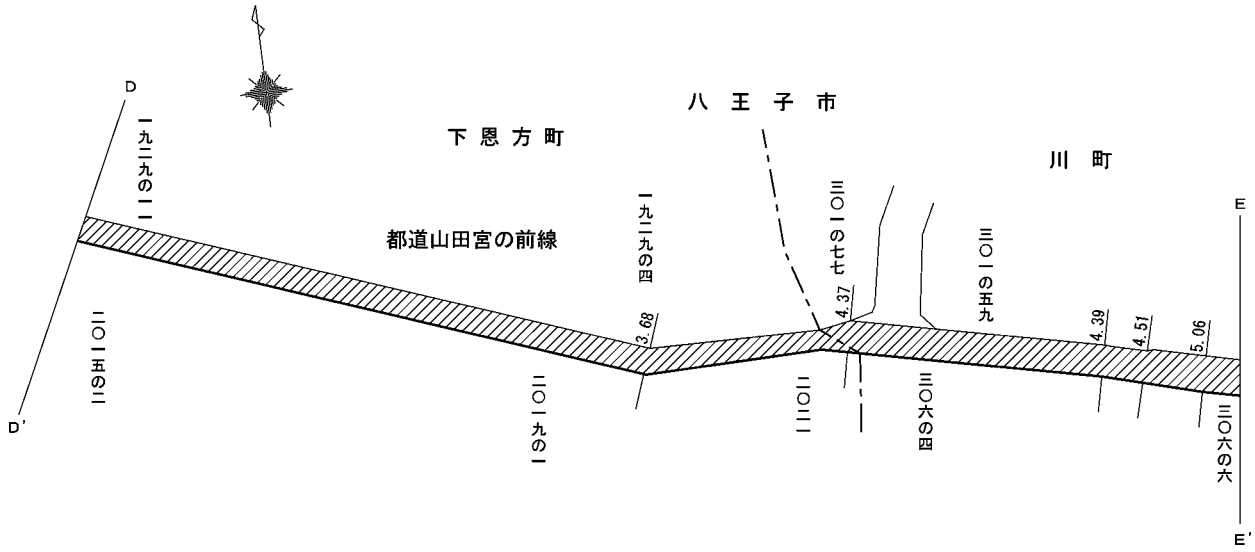
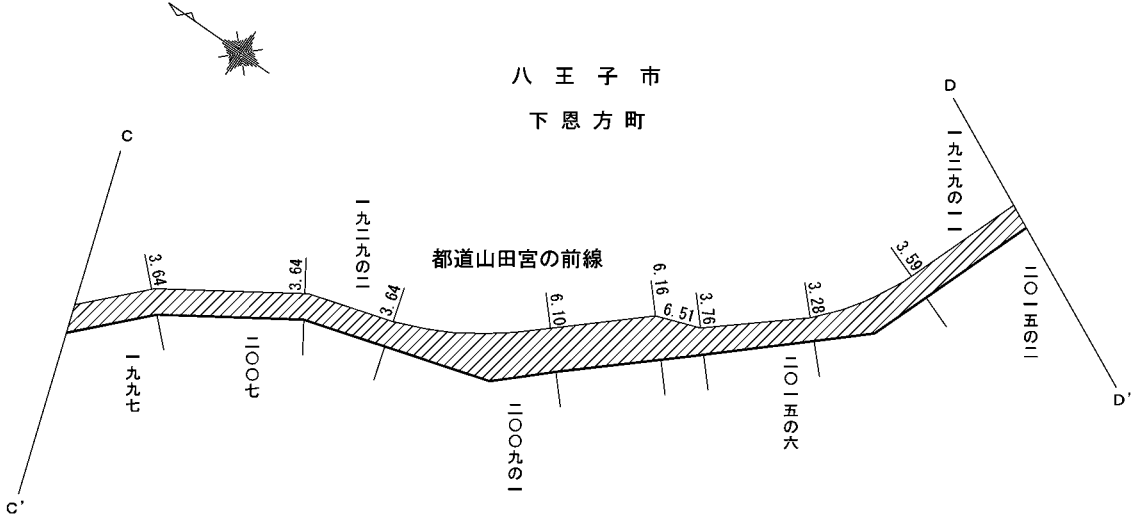
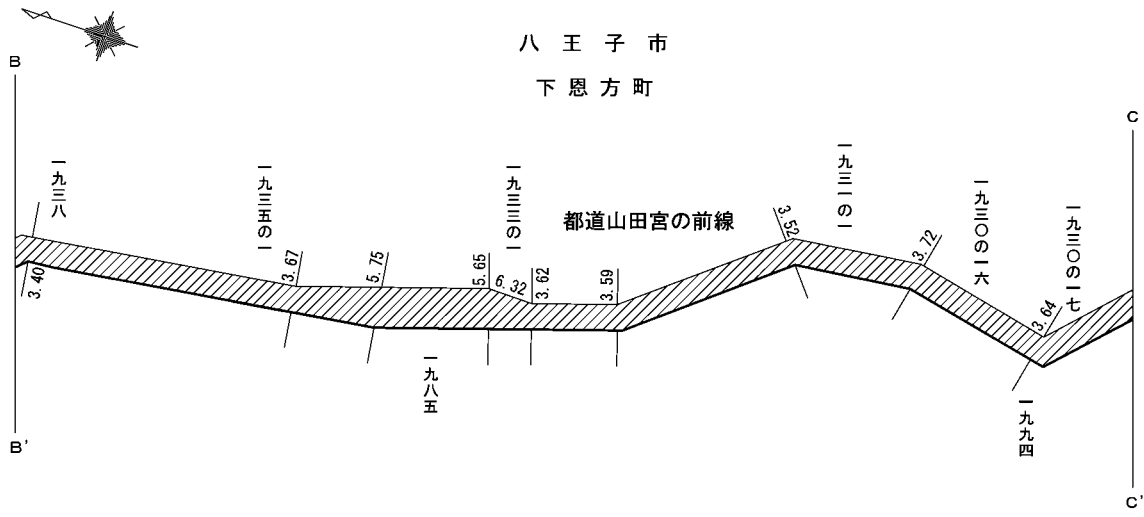
 市道

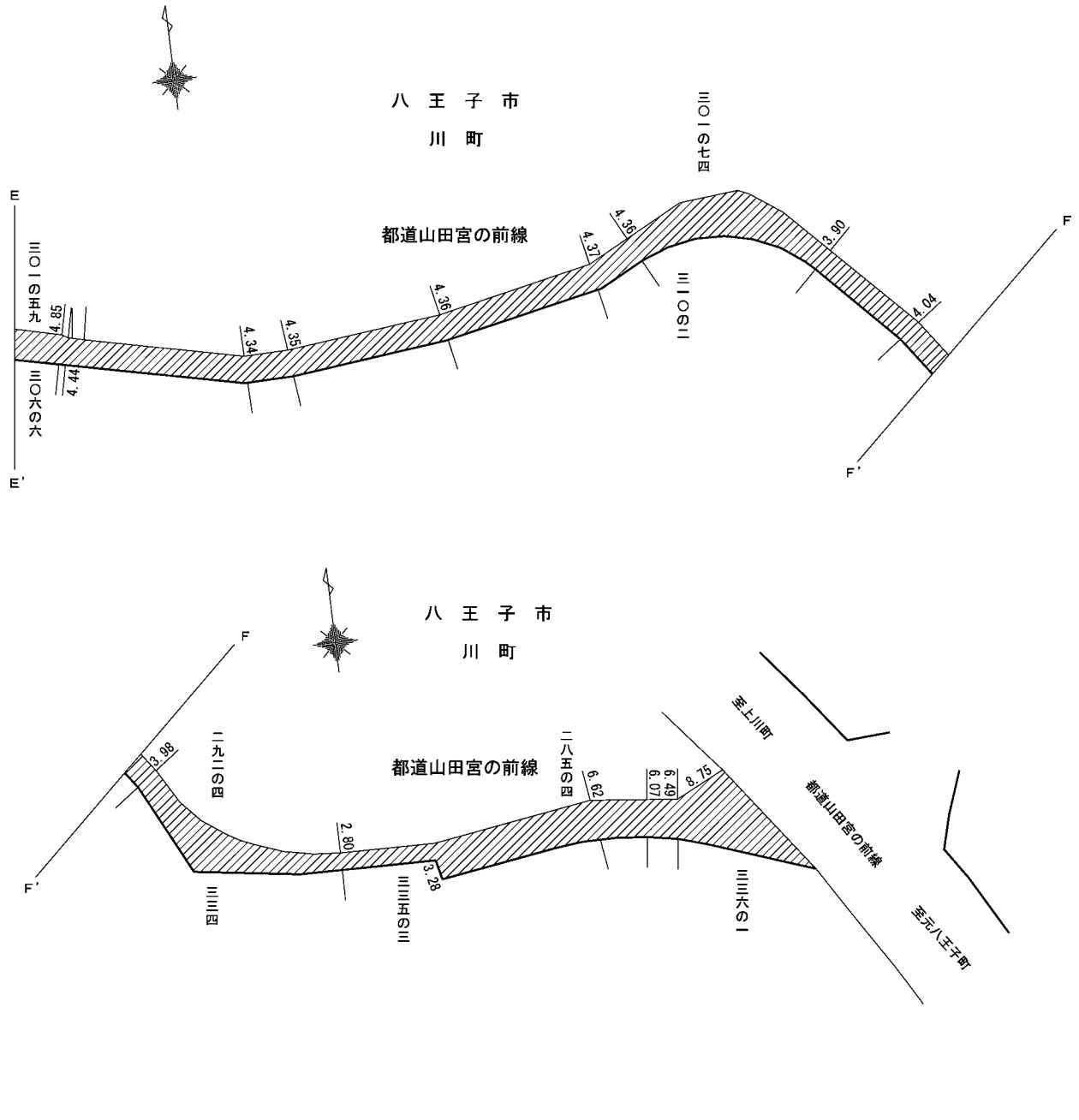
 廃止区域

延長 一、〇六六・七二メートル

 面積 四、四五〇・三一平方メートル







●東京都告示第三百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道(首都高速道路)の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年三月二十二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京西局において一般の縦覧に供する。

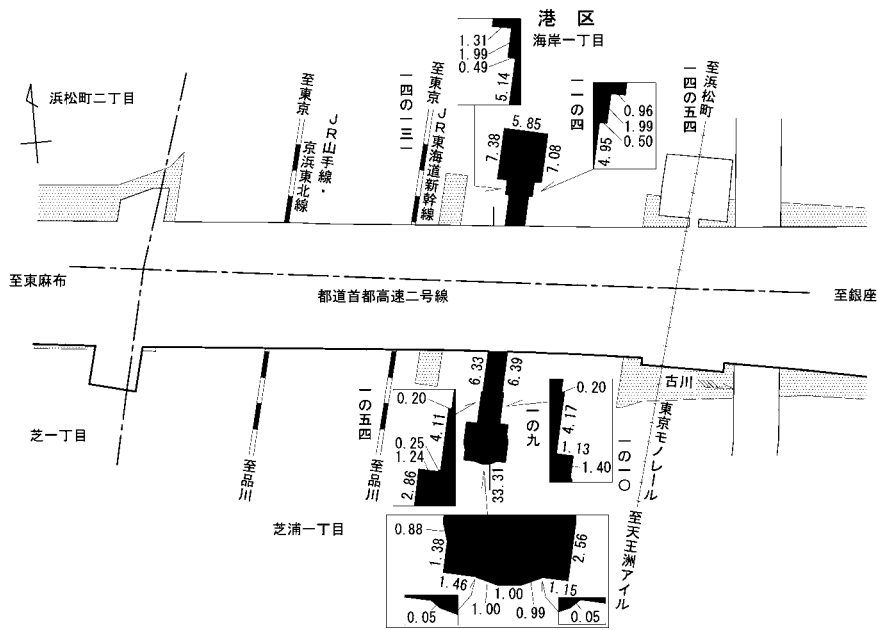
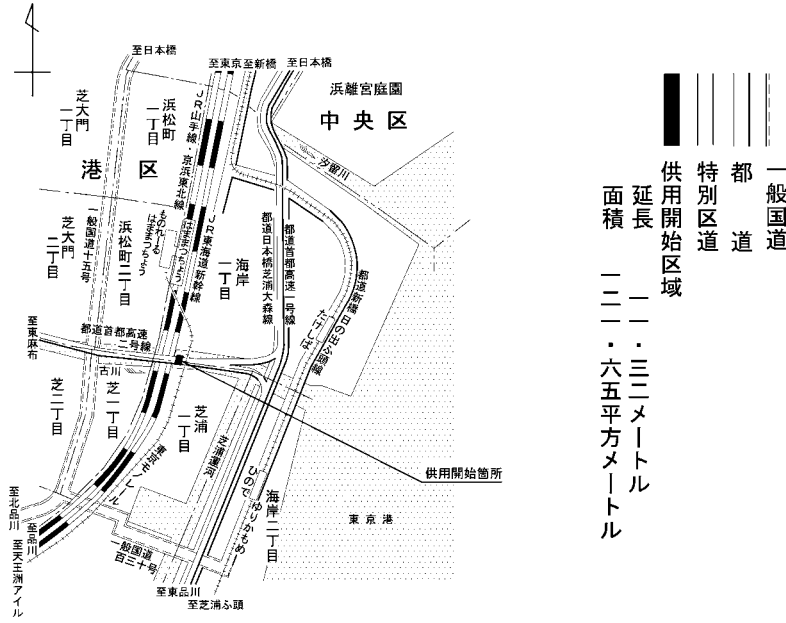
令和三年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 首都高速二号
- 二 供用開始の区間 港区海岸一丁目十一番四地内から同区芝浦一丁目一番九地先まで
- 三 供用開始の概要 別図表示のとおり
- 四 供用開始の期日 令和三年三月二十二日

別図

都道首都高速二号線供用開始略図
港区海岸一丁目～芝浦一丁目



●東京都告示第三百四十一号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
 関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及
 び第九条第八項の規定に基づき、平成二十四年東京都告示
 第二百九十六号及び平成二十五年東京都告示第四百二十七
 号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒
 区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
 都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子
 市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日
 東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	上恩方町	201003-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201004-K002		
	小津町	201014-K019		
	上川町	201020-K135		
		201020-K179		
	美山町	201021-K067		
201021-K083				

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
八王子市	上恩方町	201003-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		201004-K002			
	小津町	201014-K019			
	上川町	201020-K135			
		201020-K179			
	美山町	201021-K067			
201021-K083					

●東京都告示第三百四十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十五年東京都告示第四百二十六号、平成二十六年東京都告示第三百九十二号、平成二十七年東京都告示第五十三号及び平成二十八年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209001-K048		
		209001-K058		
	函師町	209002-K076		
		209002-K081		
		209002-K087		
		209002-K094		
		209002-K095		
	下小山田町	209004-K038		
		209004-K052		
		209004-K079		
		209004-K085		
	山崎町	209004-K154		
		209005-K029		
	山崎町 忠生二丁目	209005-K063		
	小山田桜台一丁目 小山田桜台二丁目	209005-K075		
大蔵町	209009-K024			
真光寺町	209009-K089			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209001-K048			
		209001-K058			
	函師町	209002-K076			
		209002-K081			
		209002-K087			
		209002-K094			
		209002-K095			
	下小山田町	209004-K038			
		209004-K052			
		209004-K079			
		209004-K085			
	山崎町	209004-K154			
		209005-K029			
	山崎町 忠生二丁目	209005-K063			
	小山田桜台一丁目 小山田桜台二丁目	209005-K075			
大蔵町	209009-K024				
真光寺町	209009-K089				

●東京都告示第三百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稲城市	大丸	225001-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十四年東京都告示第五百四十一号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及び羽村市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
羽村市	羽中三丁目	227001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
羽村市	羽中三丁目	227001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百四十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成二十四年東京都告示第五百三十八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及びあきる野市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
あきる野市	草花	228008-K107	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
あきる野市	草花	228008-K107	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
八王子市	上恩方町	201003-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		201004-K002		
	小津町	201014-K019		
	裏高尾町 高尾町	201018-K201		
	上川町	201020-K135		
		201020-K179		
	美山町	201021-K067		
		201021-K083		
	左入町	201030-K201		
		201030-K202		
	小比企町	201034-K201		
		201034-K202		
	長沼町	201036-K201		
		201036-K202		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
八王子市	上恩方町	201003-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		201004-K002			
	小津町	201014-K019			
	裏高尾町 高尾町	201018-K201			
	上川町	201020-K135			
		201020-K179			
	美山町	201021-K067			
		201021-K083			
	左入町	201030-K202			
	小比企町	201034-K201			
		201034-K202			
	長沼町	201036-K201			
		201036-K202			

●東京都告示第三百四十六号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に
関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及

び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警
戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。
なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京
都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所及び八王子

市役所において縦覧に供する。
令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第三百四十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	野津田町	209001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
		209001-K048		
		209001-K058		
	図師町	209002-K076		
		209002-K081		
		209002-K087		
		209002-K094		
		209002-K117		
	下小山田町	209004-K038		
		209004-K052		
		209004-K079		
		209004-K085		
		209004-K154		
	山崎町	209005-K029		
	山崎町 忠生二丁目	209005-K063		
小山田桜台一丁目 小山田桜台二丁目	209005-K075			

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	野津田町	209001-K016	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		209001-K048			
		209001-K058			
	函師町	209002-K076			
		209002-K081			
		209002-K087			
	下小山田町	209004-K038			
		209004-K052			
		209004-K079			
		209004-K085			
		209004-K154			
	山崎町	209005-K029			

●東京都告示第三百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩西部建設事務所、日野市役所及び八王子市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
日野市	程久保五丁目	212003-K201	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
日野市 八王子市	程久保五丁目 堀之内	212003-K202		
		212003-K203		
日野市	程久保五丁目	212003-K204	土石流	
		212003-D201		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
日野市	程久保五丁目	212003-K201	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
		212003-K202			
日野市 八王子市	程久保五丁目 堀之内	212003-K203			
日野市	程久保五丁目	212003-K204			

●東京都告示第三百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲
稲城市	大丸	225001-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に 必要な衝撃に関する事項
稲城市	大丸	225001-K032	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

●東京都告示第三百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及び羽村市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表
土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
羽村市	羽中三丁目	227001-K010	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

●東京都告示第三百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都西多摩建設事務所及びあきる野市役所において縦覧に供する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
あきる野市	草花	228008-K107	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
あきる野市	草花	228008-K107	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則（平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。第四条第一項ただし書を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

規 程 (交)

●交通局規程第十九号

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月二十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局ポイントサービス規程の一部を改正する規程

東京都交通局ポイントサービス規程（平成二十三年交通局規程第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十号を第十四号とし、第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券

取扱規程(令和二年交通局規程第二十九号)
 第二条第二項中第八号を第十一号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。
 十 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十八号)
 第二条第二項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
 七 東京都乗合自動車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十五号)
 第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。
 四 東京都電車モバイルIC端末取扱規程(令和二年交通局規程第二十一号)
 第三条第一号中「ICカード」を「ICカード等」に、「PASMO」を「PASMOカード、モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」に改め、同条第二号中「ICカード」を「ICカード等」に改め、同条第三号中「記名ICカード」を「記名ICカード等」に改め、「券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに」を削り、「ICカードを」を「ICカード等を」に改め、同条第四号中「会員カード」を「会員番号」に、「カードを」を「番号を」に改め、同条第六号中「記名ICカード」を「記名IC

Cカード等」に改め、同条第七号中「登録ICカード」を「登録ICカード等」に、「記名ICカード」を「記名ICカード等」に改める。
 第五条中「登録ICカード」を「登録ICカード等」に改める。
 第六条第二項中「会員カード」を「会員番号の漏えい」に、「登録ICカード」を「登録ICカード等」に、「等を理由として、」を「又はその他の事由により、第三者が会員の」に改め、「後に」を「後に、」に改める。
 第七条中「登録ICカード」を「登録ICカード等」に改める。
 附 則
 この規程は、令和三年三月二十三日から施行する。

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の
 公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱(平成六年九月三十日付公告)の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

36	民間事業者が行う都市計画事業の変更の認可(都市計画駐車場事業)	都市計画法第63条第1項	都市基盤部交通企画課	60	1
----	---------------------------------	--------------	------------	----	---

別表九都市整備局中177の項から297の項までを178の項から298の項までとし、同表176の項中

30	区、支庁
----	------

を

3	1	
---	---	--

を

45	区、支庁	3	1	処理機関が多摩理事務所の場合準処理期間30日
----	------	---	---	------------------------

に改め、同項を同表177の項とし、同表中36の項から175の項までを37の項から176の項までとし、同表35の項

100		
-----	--	--

を

80	区、支庁	20
----	------	----

に改め、同項の次に

次のように加える。

別表十二福祉保健局 298の項中「第6条」を「第5条、第6条」の「10」を「9」に改め、同表中302の項から881の項までの303の項から882の項までの「同表301の項中」

都保健所、 区保健所、 市保健所	10	を	15
------------------------	----	---	----

都保健所、 区保健所、 市保健所	7	に改め、同項を同表302の項と	
「同表中300の項を301の項とし、同表299の項中「都保健所」を削り、	10	区保健所、 市保健所	10

2	を	20	区保健 市保健
9	2	特別区、八王子市又は 町田市に居住の場合	20

め、同項の次に次のように加える。

300	吸入吸引器貸与	東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則第4条、第5条、第7条、第8条	都保健所	20	2	八王子市及び町田市を除く多摩地域又は島しょ地域に居住の場合
-----	---------	-------------------------------------------	------	----	---	-------------------------------

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年三月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和三年四月二十日（火曜日）午前十一時開始

二 場所

練馬区関区民センター 関区民ホール

練馬区関町北一丁目七番二号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和三年四月五日（月曜日）までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アクセス担当
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番
一号 東京都庁第二本庁舎十九階

五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前十三時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七號
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

